

横浜市金沢産業振興センターメイン棟他給排気ファン等更新工事
特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターメイン棟他給排気ファン等更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和9年3月23日まで
1-4 工事の目的	給排気ファン等が経年劣化しているので、設備の更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、給排気ファン設備等の取扱いに精通した者とする。
1-6 工事の内容	1 メイン棟、サービス棟、体育棟の給排気ファン設備等を撤去し、新たに給排気ファン設備等を更新する。 2 更新後の試験、調整を行い、安全に空調設備の機能が効力を十分に発揮する状態にする。 3 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
1-7 設備機器	設備機器等の仕様は、次のとおり 1 メイン棟西館女子トイレ排気ファンモーターベアリング更新工事 (F-4) ア 排気ファンベアリング更新 UCP204・UCF206 1式 イ モーターベアリング 6202ZZ・6203ZZ 1式 2 ホール余剰排気ファン更新工事 (F-8) ア 排気ファンベアリング更新 UCP204・UCF206 1式 イ モーターベアリング 6205ZZ×2 1式 3 メイン棟西館ホールトイレ排気ファン更新工事 (F-5) ア 排気ファン 1Φ, 100V BFS-50SG2 1台 イ キャンバスダクト及びダクトフランジ 製作品 2式 4 サービス棟研修室2 還気ファン更新工事 (RF-2) ア 還気ファン (シロッコ) 3Φ, 200V, 1.5KW CLF6-No. 1.5-TH-R-RS-B-e 1台 イ 吐出用キャンバスダクト 製作品 1式 5 体育棟給・排気ファンモーターベアリング更新工事 ア ベアリング更新 6312ZZ 2個 イ ベアリング更新 6310ZZ 2個 6 メイン棟 全熱交換器等更新工事 ア 全熱交換器 LGH-N50RX4 2台

	イ 防振吊り金具天 PZ-N154BK2 2 台 ウ リモコン PGL-63DR 2 台 エ 天井補修 敷目天井 下地材 1 式
1-8 適用範囲	現場の施工に際し、次の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。
1-9 疑義	本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。 また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。
1-10 現場の施工	設計図書及び甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。 1 メイン棟西館女子トイレ排気ファン更新工事は、破棄気ファン及びモーターのベアリングを交換し、芯出し後に試運転調整を実施すること。 2 ホール余剰排気ファン更新工事は、排気ファン及びモーターのベアリングを交換し、芯出し後に試運転調整を実施すること。 3 メイン棟西館ホールトイレ排気ファン更新工事は、既設排気ファンを取外し、撤去し、製作したキャンバスダクトを利用して新排気ファンを設置し、試運転調整を実施すること。 4 サービス棟研修室2 還気ファン等更新工事は、既設還気ファンを取外し、撤去し、製作したキャンバスダクト、ダクトフランジ、点検口を利用して新還気ファンを設置し、試運転調整を実施すること。 5 体育棟給・排気ファンモーターベアリング更新工事は、体育棟給・排気ファンの軸受け用ベアリングを交換、芯出し調整後に試運転を実施すること。 6 メイン棟全熱交換器等更新工事は、既設の天井及び全熱交換器を取外し、撤去し、新設用防振吊り金具・点検口（2箇所）等を利用して全熱交換器を設置し、設置後に試運転調整を実施し、試運転調整後に敷目天井下地材を利用して天井を復旧すること。 7 既存の給排気設備等撤去、据付に伴い、足場作業等は、安全確保をして実施すること。 8 給排気設備等工事に伴い、現場機械器具及び関係個所の仮設養生を実施すること。
1-11 安全管理	1 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。

1-12
現場管理

- 万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
 - 3 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を行うとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
 - 4 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
 - 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
 - 6 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
 - 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

- 整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。
- また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。
- 1 仮設
本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。
 - 2 発生材の処理
発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。
 - 3 復旧
他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
 - 4 工事終了後の措置
工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。
 - 5 その他
ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。
イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。

1-13
その他

- 1 本工事は、建物を稼働しながら行うことに鑑み、作業音、振動等について、監督員と当該作業日程について入念に打ち合わせてから実施すること。
- 2 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。
- 3 工事終了後の措置は、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行う

| こと。